第十四・五条　最恵国待遇

一方の締約国は、知的財産の保護に関し、第三国の国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に対し即時かつ無条件に与える。ただし、貿易関連知的所有権協定第四条及び第五条に定める例外については、この限りでない。

第十四・六条　手続事項及び透明性

1　各締約国は、自国の知的財産に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進するようあらゆる合理的な努力を払う。

2　各締約国は、自国の知的財産に関する制度の効率的な運用を確保することを目的として、国際的な基準に従って知的財産権に関する自国の行政上の手続の効率性を向上させるための適当な措置をとる。

3　各締約国は、自国の知的財産に関する制度の運用における透明性を一層促進することを目的として、次のことを行うための利用し得る適当な措置をとるようあらゆる合理的な努力を払う。

(a)　次の事項に関する情報を公開し、及び当該事項に関する一件書類に含まれている情報を公衆に利用可能なものとすること。

(i)　特許の出願及び付与

(ii)　意匠の登録

(iii)　商標の登録及び登録出願

(iv)　植物の新品種の登録

(v)　地理的表示の登録

(b)　第十四・五十七条に定める国境措置として知的財産権の侵害物品の解放を停止するために権限のある当局がとる措置に関する情報を公衆に利用可能なものとすること。

(c)　知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の活動に関する情報その他の自国の知的財産に関する制度に係る情報を公衆に利用可能なものとすること。

(d)　知的財産権の行使に関する関係法令、最終的な司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定に係る情報を公衆に利用可能なものとすること。

第十四・七条　知的財産の保護についての啓発の促進

各締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）の促進を継続するために必要な措置をとる。

第Ｂ節　知的財産に関する基準

第一款　著作権及び関連する権利

第十四・八条　著作者

各締約国は、著作者に対し、次の事項を許諾し、又は禁止する排他的権利を与える。

(a)　著作物の全部又は一部を直接又は間接に複製すること（方法及び形式のいかんを問わない。）。

(b)　著作物の原作品又は複製物を販売その他の方法により公衆に譲渡すること（形式のいかんを問わない。）。ただし、各締約国は、著作物の原作品又は複製物の販売その他の譲渡（著作者の許諾を得たものに限る。）が最初に行われた後におけるこの(b)に定める権利の消尽が適用される条件を定めることができる。

(c)　著作物を有線又は無線の方法により公衆に伝達すること（公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において著作物の利用が可能となるような状態に当該著作物を置くことを含む。）。

第十四・九条　実演家

各締約国は、実演家に対し、次の事項を許諾し、又は禁止する排他的権利を与える。

(a)　実演を固定すること。

(b)　実演の固定物の全部又は一部を直接又は間接に複製すること（方法及び形式のいかんを問わない。）。

(c)　実演のレコードへの固定物を販売その他の方法により公衆に譲渡すること。ただし、各締約国は、固定された実演の原作品又は複製物の販売その他の譲渡（実演家の許諾を得たものに限る。）が最初に行われた後におけるこの(c)に定める権利の消尽が適用される条件を定めることができる。

(d)　実演の固定物を有線又は無線の方法により公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くこと。

(e)　実演を無線の方法により放送し、又は公衆に伝達すること（実演がそれ自体既に放送されたものである場合及び固定物から行われるものである場合を除く。）。

第十四・十条　レコード製作者

各締約国は、レコード製作者に対し、次の事項を許諾し、又は禁止する排他的権利を与える。

(a)　レコードの全部又は一部を直接又は間接に複製すること（方法及び形式のいかんを問わない。）。

(b)　レコード（複製物を含む。）を販売その他の方法により公衆に譲渡すること。ただし、各締約国は、レコードの原作品又は複製物の販売その他の譲渡（レコード製作者の許諾を得たものに限る。）が最初に行われた後におけるこの(b)に定める権利の消尽が適用される条件を定めることができる。

(c)　レコードを有線又は無線の方法により公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くこと。

第十四・十一条　放送機関

各締約国は、放送機関に対し、次の事項を許諾し、又は禁止する排他的権利を与える。

(a)　放送を固定すること。

(b)　放送の固定物を複製すること。

(c)　放送を有線又は無線の方法により公衆の要請に応じて利用が可能となるような状態に置くこと（注1）。（注2）

注1　英国については、この排他的権利は、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において要請が行われる場合に限定される。

注2　日本国については、この(c)の規定は、公衆の要請に応じて自動的に行われる公衆送信の形式（手動で行われるものを除く。）について適用する。

(d)　放送を無線の方法により再放送すること。

(e)　料金を支払うことによって公衆が入場することができる場所において放送を公衆に伝達すること。ただし、各締約国は、その排他的権利を行使する条件を定めることができる。

第十四・十二条　レコードの利用

両締約国は、商業上の目的のために発行されたレコードが放送又は公衆への伝達のために利用される場合において実演家及びレコード製作者に対する適当な報酬を確保するための措置について討議することに合意する。

第十四・十三条　保護期間（注）

注　この条のいかなる規定も、締約国がこの条に定める保護期間よりも長い保護期間を定めることを妨げるものではない。

1　ベルヌ条約第二条に規定する文学的又は美術的著作物に関する著作者の権利についての保護期間は、著作者の生存期間及び著作者の死後七十年とする（著作物が適法に公衆に利用可能なものとされる日のいかんを問わない。）。当該権利の保護期間は、自然人の生存期間に基づいて計算されない場合には、著作物が適法に公衆に利用可能なものとされた後少なくとも七十年とする。著作物の創作の後七十年以内に適法に公衆に利用可能なものとされない場合には、当該保護期間は、著作物の創作から少なくとも七十年とする。

2　実演家の権利についての保護期間は、実演の後少なくとも五十年とする。

3　レコード製作者の権利についての保護期間は、レコードが発行された後少なくとも七十年とする。レコードへの固定から少なくとも五十年以内に発行されなかった場合には、当該保護期間は、当該固定が行われた後少なくとも五十年とする（注）。

注　各締約国は、五十年を経過した後の二十年の保護期間中に生ずる利益が実演家とレコード製作者との間で公平に配分されることを確保するための効果的な措置をとることができる。